

第788回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成21年5月15日(金)午後1時30分から
場 所：教育委員会会議室(県庁16階)

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第786回教育委員会会議録及び第787回教育委員会会議録の承認について
- 4 第788回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告(一般事務報告)
共学化に係る請願への対応について (高校教育課)
- 6 議 事
第1号議案 平成21年度政策評価・施策評価基本票の作成について(総務課)
第2号議案 職員の人事について (教職員課)
第3号議案 障害児就学指導審議会委員及び専門委員の人事について(特別支援教育室)
第4号議案 産業教育審議会委員の人事について (高校教育課)
- 7 課長報告等
(1) 新たな県立高校将来構想答申中間案について (教育企画室)
(2) 新たな県立高校将来構想策定に係るパブリックコメントの募集及び意見聴取会の実施
について (教育企画室)
(3) 教育・福祉複合施設整備に係る基本協定書の締結等について (教職員課)
(4) 新型インフルエンザに係る対応等について (スポーツ健康課)
- 8 資 料(配布のみ)
県立高等学校の特色等一覧について (高校教育課)
- 9 次回教育委員会の開催日程について
- 10 閉会宣言

第788回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成21年5月15日(金)午後1時30分から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 大村委員長，櫻井委員，佐々木委員，小野寺委員，勅使瓦委員，
小林教育長

4 説明のため出席した者

菅原教育監兼教育次長，千葉教育次長，佐藤参事兼総務課長，
安住教育企画室長，菅原福利課長，後藤教職員課長，竹田義務教育課長，
菊池特別支援教育室長，高橋高校教育課長，雫石施設整備課長，
佐々木スポーツ健康課長，青木生涯学習課長，真山文化財保護課長ほか

5 開 会 午後1時30分

6 第786回教育委員会会議録及び第787回教育委員会会議録の承認について
委員長 (委員全員に諮って)承認。

7 第788回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について
委員長 櫻井委員及び小野寺委員を指名。
議事日程は配付のとおり。

8 教育長報告

共学化に係る請願への対応について

(説明：教育長)

本年4月6日付けで，大崎市在住の田中広志氏から提出された「県立高校一律共学化の是非に関する請願書」の取扱については，先月の定例教育委員会で御説明したところであるが，請願内容を御確認いただく時間を取るということで，今回に持ち越しになったものである。

前回申し上げた事務局の考え方をあらためて述べさせていただく。県立高校の共学化については，昨年12月及び本年1月の定例教育委員会，更に本年2月の臨時教育委員会の3回にわたり様々な角度から十分に議論を重ね，県民，学校関係者等から寄せられた数多くの御意見や見直しとした場合の様々な影響等を総合的に勘案した上で，最終的に教育委員会として従来のご予定どおり実施するということを確認したものと認識している。したがって，請願者に対しては，教育委員会の議論の結果として先に確認された共学化に関する方針をあらためて回答することで御理解をいただきたいと考えている。

なお、請願者が請願の理由の中で指摘されている様々な論点については、今後の検証作業の中で参考にして行く旨を併せて回答したいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 質問ではないが、もう一度確認しておくことと、要望がある。今回の公立高校の一律共学化について教育委員会で3回、十分な議論があったと教育長から発言されたが、確かに議論はあったが、議論が足りなかったという意見も出たことも事実であるかと思う。そして、この決定についての経過、成り行き等については県民の皆様が大変注目していて、いろんな意見を持ったり、いろんな考えを表明したりしていた。そのような中で最終的にあのような決定に至ったわけであるが、どなたが見ても、尋常ではない異様な結論の出し方、議論の展開であったと思われる。それは、どうしてかと言うと、一律共学化にしなければならないという一番最初の本質的な議論がまずされていなかった。これは、以前の教育長が一律共学化にしなければならない理由など無いと答えているように、明らかに本当にしなければならない理由のところでの議論がなされていないし、理由付けがなされていない状態で既に決められてしまっていたわけである。その後の議論の殆どがその問題の是非ではなく、その既に決めたことだから、あるいは、これから受ける子ども達が可哀想だからとか、時間切れだとか、混乱を起こすというようなことの論点だけで、すべて決めたとおりということで進められてきたというのが現状だと思う。はっきり言えば。だけれども今回このような結論になったけれども、県民の方々がいろんな異論があるのに、それを、このような結論で受け入れた、あるいは承諾したというのは、そのことに納得したわけではない。これを私達は忘れてはいけないと思う。つまりみんな良識のある方々が混乱を起こしてはなあとか、あるいは、そういう子ども達も可哀想だなあとか、いまの状態、予算も決まってしまっておりとか、そういうところの良識的な部分での判断であって、基本的な部分でそれが本当に必要なものであったのか、進め方がどうだったかということについての十分な理解と納得が得られていない。これは明らかであり、単に沈静化しただけだと私は思う。だから、今なおこのような、要するに本質論をきちんと議論していないということについての請願があがってくるのだと私は思う。そして、今なおいろんなところで、この教育委員会の進め方に対して不信の声とか、共学化についての異論がいろんなところでささやかれて、そして教育委員会は不信を持たれているわけだと思う。これに対して他のいままでの事項と同じように、これまでしてきたのと同じような検証の過程でというふうに、一辺倒で返事をするということは、私は許されないことだと思う。やはり、いままでとこれだけ県民の方々にいろんな議論を起こし、そして、このような展開をして決まってしまう

たことであるので、これを今の時点で止めるなどということは、私は同じ議論であるのですつもりはない。でも、それに対してきちんと宮城県の教育の在り方とか、独自性とか、自律性とか、将来の子ども達の在り方とか、いろんなことを踏まえて今回の決定が一体どういう影響を及ぼすのかとか、そして、本当に共学化が必要なのかということ、いろんなところからきちんと聞いて、いろんなことを科学的に検証するきちんとした組織をつくり、しかもまた教育委員会の中で、このような統計を取りましたというのと外部で取ったものとは大違いということがいままで沢山行われてきた。これは、これからやっても同じことだと思うので、きちんと外部評価も受けられるようなシステムをつくり、そして、きちんとその根拠から論理的な正当性、それから、検証の仕方、議論の内容、それから、関わる方々、関わってきた人達のいろんな気持ち、押しつぶされてきた人達のいろんないまの状況を全部調べて、その経過と、それから、これからのことをきちんと県民の皆様に説明する。そして、もう一つ納得する。この説明と納得の両方が得られていないと皆さんおっしゃっておられる。そういうことをきちんとして行く義務が私達はあると思う。それは、いまここの中でしろと言っているわけではないが、そういうシステムをつくるという義務があると思う。そして、その結果をこれからの宮城県の教育の中にきちんと反映させて行くのだという、そういう姿勢をきちんと示して行く。これが私達の最低限の責任ではないかと私は思う。そういうことをきちんとしないと宮城県のこの教育委員会の不信感をとても払えるものではないというふうに思う。私達の委員としての、一人の委員としての誠意の示し方、これはやはり、そういう対応の仕方、これからの教育にどう反映させて行くのかということ、ちゃんとした形で示して行く、具体的な形で示して行く。これが必要だと私は思う。同じような他のことと同じように検証して行く中で返事をします、前と同じ返事をしますということでは、何の教訓も無いと思っている。

教 育 長 あらためて申し上げるまでもなく、2月の臨時教育委員会で様々な要素を加味した上で、共学化については予定のスケジュールで実施をするということを確認をいただいたわけであるが、その際に、同時に共学化を含む従来の高校教育改革の取組について、その施策としての合理性、有効性等を多角的視点から点検して行く必要がある、そういったことについて客観的に今後検証を行って行くということも確認をいただいているわけであり、その確認事項に基づいて検証をしっかりとやって行く、検証のシステムをつくって行くことが、正に今後の極めて重要な課題だと思っているので、そこは今後とも我々も十分議論しながら良いシステムをつくって行かなければいけないと思っている。

佐々木委員 いまの言葉を忘れないで、具体的にきちんとした日程を組んで、みんなが

見ているということをお忘れしないで、着実に、確実に早急に進めていただきたいと思う。

委員長 この間、このまま続けるというふうに我々は決定したわけであるが、その中でいろいろ議論されたことというものは、同時に、そのままの状況の中で議論しても、なかなか埒があかないところがあって、しっかり確かめて行くということだったので、何をどう確かめないといけないのかということについては、この委員会の中で、この辺をもう少ししっかり調べたいということをお、ぜひ発言していただいて、そのシステムをつくることの中に反映して行くというような形で対応すればよいのではないかと思うので、そんなことで、その辺を踏まえた上で教育長の方針というか、方向というものを了承するというのでよいか。

(委員全員に諮って)了承。

9 議 事

第1号議案 平成21年度政策評価・施策評価基本票の作成について

(説明：教育長)

「平成21年度政策評価・施策評価基本票の作成について」御説明申し上げます。

資料は、1ページから28ページまでとなる。

資料の2ページを御覧願いたい。

政策評価・施策評価を行う目的としては、一つは教育行政の運営状況等を県民に情報提供することで説明責任を果たすこと、二つ目に評価結果をもとにした効果的・効率的で質の高い教育行政を目指すこと、三つ目は評価に対する情報の公表による教育行政の透明性向上が図られることである。

評価は、県政運営の基本的な指針として、県が平成18年度末に策定した「宮城の将来ビジョン」に掲げる14の課題を政策、33の取組を施策とし、そのうち教育委員会関係部分である1政策、5施策を対象に行うものである。

政策は、それを構成する施策の必要性や有効性などを考慮し、施策の成果等から見た政策の成果、進捗状況から評価する。

施策は、構成する事業の必要性や有効性などを考慮し、目標指標等の達成状況や事業の実績及び成果、進捗状況などから評価を行う。

政策評価・施策評価の主な流れであるが、今回作成した基本票について、知事部局と合同で行政評価委員会等からの意見聴取を行い、最終的な評価について、教育委員会で審議の上、県議会に報告し、公表することとしている。

3ページを御覧願いたい。

これは、今回評価対象となる政策評価・施策評価の事務局としての一覧である。

4ページをお開き願いたい。

これは、政策評価・施策評価、目標指標等の判定基準である。

政策評価の判定としては、5ページ及び6ページになる。

政策番号7の「将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり」について評価を行った。政策を構成する3つの施策のうち、後ほど御説明するが施策番号15の「着実な学力向上と希望する進路の実現」及び施策番号16の「豊かな心と健やかな体の育成」について、進捗状況がやや遅れていると判断している。また、県民満足度調査結果において、その重視度に比して満足度が十分でない状況にあり、様々な教育課題に対して喫緊の対応が求められていることなどから、政策全体の進捗状況を「やや遅れている」と評価した。

施策評価としては、7ページから28ページまでとなる。

施策番号14の「家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成」についてであるが、7ページに施策の目的、その実現のための施策の方向、社会経済情勢等の状況、県民意識調査の結果、8ページに目標指標等の状況、9ページ下段に施策を構成する事業の状況がそれぞれ記載されている。これらを総合的に勘案した結果、進捗状況は「概ね順調」と評価している。

施策を推進する上での課題等としては、取組が県民に十分には浸透しているとは言い難く、普及啓発を図ることが重要であると考えている。

10ページから15ページを御覧願いたい。

施策番号15の「着実な学力向上と希望する進路の実現」についてである。

まずはじめに、目標指標について御説明する。11ページとなるが、小中学生の学力の定着状況を示す目標指標については、県の学習状況調査を実施していないことから、実績値が算出できないため「N」とし、全国学力・学習状況調査の結果を基に施策を評価することとしている。

15ページであるが、施策を構成する個別の事業については、「概ね効率的」または「効率的」に実施され、その成果があったとしているが、全国学力・学習状況調査において、ほとんどの項目で全国平均を下回っているおり、また大学への現役進学達成率を示す指標が目標を下回っていることなどから、14ページの進捗状況は「やや遅れている」と評価している。

施策を推進する上での課題等としては、主体的な学習習慣形成や確かな学力の定着、希望進路達成のための指導体制の確立、望ましい職業観や勤労観の育成等が重要であることから、より一層取組を強化する必要があると考えている。

次に、16ページから19ページを御覧願いたい。施策番号16の「豊かな心と健やかな体の育成」についてである。

18ページの一番上に記載している目標指標の一つである児童生徒の体力・運動能力調査結果については、改善の兆しがあるものの、17ページに記載している不登校児童生徒の在籍比率については、小中学校とも増加しており、憂慮すべき状況であることなどから、18ページの進捗状況は「やや遅れている」と評価している。

施策を推進する上での課題等としては、不登校の原因を明確に究明することは困難であるが、専門家や関係機関との連携によるきめ細かな教育相談体制の確立、専門的な指導・

助言が重要であり、より一層の充実が必要と考えている。

20ページから24ページを御覧願いたい。

施策番号17の「児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり」についてである。

23ページ下段及び24ページに記載されているとおり施策を構成する各事業はいずれも概ね効率的に遂行され、所期の成果を挙げていると判断しており、また、目標指標の達成率も着実に改善していることから、23ページ上段の進捗状況は「概ね順調」と評価している。

施策を推進する上での課題等としては、外部評価の導入による学校評価システムの整備・充実や現在策定中の県立高校将来構想に基づく事業の具体化などが課題であると考えている。

25ページから28ページを御覧願いたい。

施策番号23の「生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興」についてである。

27ページ下段及び28ページに記載のように施策を構成する各事業の実績からは、いずれも一定の成果が得られていることや目標指標の状況が目指すべき方向に推移していることなどから、27ページ上段の進捗状況は「概ね順調」と評価している。

施策を推進する上での課題等としては、限られた予算の中でいかに効果的に県民のニーズに対応し、サービス向上を図るかが重要であると考えている。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

委員長 これは、昨年度初めてこの教育委員会に登場して、このような膨大な資料を当日見せられては分からないという話があり、事前に検討できるようにしていただきたいということで資料が事前に送付されている。同時に、こういうテーマについて議論をする時に、指標がこういう指標でよいのかということも大分問題となり、もっと違う指標がよいのではないかと議論があったが、この評価の仕方が、3年なら、3年の中でどういうふうに変ったかという仕組みになっているから、昨年やっていたものから急に指標を変えたりすることができないということのようであり、継続しなければいけない。つまり3年間の変化を検討する必要があると、昨年はいろいろ議論されたが、その点は必ずしも改善されてはいないという枠組みの中で、いろいろ事務局のほうで苦労されてつくられた資料であるが、御質問、御意見があったら伺いたい。

櫻井委員 去年から何度か、このような形で見せていただき、最初は何か分かりにくいなあというような印象であったが、今回も予め見せていただいて、事細かに一つ一つを見ていると、ああそうなのかというのが分かったきたが、県民意識調査の結果を見ると、やはり私達は県民に対する説明責任というか、事業についての説明責任があるということを考えている割には、回答を見ると

分からないとか、施策の重視度も分からないというのは、あと満足度のほうは「分からない」というのが、結構パーセントとして非常に多かった印象があり、そこを読むと県民に対しての事業の説明とか、周知が不十分であった、不十分だということが大体のことに書いてある。この県民意識調査を受けられた県民のほうからは、その分かりにくさとか、それから、私も分かりにくく感じたような意見のようなものは出なかったのか。そして、周知をしなければと言っているが、どういう形で周知すれば、そのような理解というものがあがると思っているのか。

教 育 長 たまたま私は以前に行政評価を所管する企画部の責任者をしていたが、この行政評価には手順がいろいろあるわけで、評価をやるにあたって県の施策に対する県民の意識の状況をきちんと掴むということが必要であるということから、以前は県民満足度調査というものをやっていた。それが、平成20年度から現在の県民意識調査というふうに少し形を変えたわけである。その以前の満足度調査には「分からない」という項目が実は無かった。それで、現在の意識調査になってから「分からない」という項目を入れて、そのパーセンテージが出てくるというふうにしたわけである。いろいろな施策に対する県民の見方をよく見てみると、やはり「分からない」という回答をされる部分がかかなり多いという感想を持っている。したがって、そもそも分からないければ本当に県民の皆さんがそれをどう評価するかという実態が分からないということがあるので、まずは県のいろんな政策・施策の内容をきちんと周知する、分かってもらうということが必要だと思っている。その手段はいろいろあると思うが、県政だよりとか、あるいは、一部については新聞等で欄を確保して広報するという。それから、いまの時代だと県の各課のホームページで分かり易い形で県民にお知らせすることに力を入れて行く必要があると思っている。

櫻井委員 意識調査をした時に、ここをこうして欲しいというような意見を書く欄とか、もっと周知をこうして欲しいとかというような具体的な意見を書く欄とかはあったのか。あったとすればどういう意見が出ていたのか。

教 育 長 確か自由記述の欄はあったと記憶している。そこには、いろんな意見が出ているかとは思いますが、県でやっていることがよく分からないので、こうこうこういうやり方で知らしめてくれといった意見も多分あると思うが、現時点では承知していない。

小野寺委員 櫻井委員の質問に関連してお話ししたい。その前に、最初に資料を送っていただきありがとうございました。事務局でもぎりぎりで行っていると思うが、可能な範囲でやっていただければと思う。県立高校の将来構想も送っていただいている。それで、行政への県民の願いや意向をやはり汲み取って施策に反映して行くことだと思う。先ほど教育長の説明があったが、県民の意

識調査を見ると教育庁の施策は重視度は高いが、満足度は低い。他の部局は分からない。ということは、自己評価とまったく一致していると思う。それで、やはり県民意識調査の中で施策を推進して行く上での課題とかのヒントがあるのかなあと私は思っている。

それで、施策番号23の「生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興」、25ページだと思うが、これを例にして具体的に申し上げたい。この施策は重視度が52.5%で、満足度が32.0%で両方とも一番低い。「分からない」が44.6%で最も多い。しかし、その自己評価は目標達成度が比較的高い、「現状のまま継続」となっている。教育行政というものは、もちろん学校教育だけでないわけで、広い分野をやっていると思う。私はこの施策への県民の関心とか、ニーズが高いと思っていた。ところが、意外と低く、「分からない」が多い。この結果をどう見たらよいのか。先程来出ているように、施策の周知度が足りないのか、あるいは、施策への期待度とか、あるいは、施策が有効ではないのか、であれば、施策の拡充とか見直しが必要である。あるいは、両方なのか。いま施策番号の23を例にしたが、県民意識調査の結果をどう汲み取って、その施策に反映していったらよいのかなあということ、もう少し伺いたい。

教 育 長 櫻井委員からお話があったが、「分からない」という部分をどう見極めるかということであるが、その「分からない」ということの原因として、そもそも県のPRが足りない、情報発信が足りないということもあるかと思うし、それから、また一方で、それを受けとめる県民の側が、そもそもそういう分野にあまり関心が無い、身近な問題として考えていないというケースもあるかと思う。一例であろうが、いま小野寺委員からお話のあった生涯学習の関係の部分、これは恐らく県民の関心が高い部分ではないかなあ、馴染みのある部分ではないかと思っているので、そこで分からないという部分がこれほど高いというのであれば、やはり情報発信の努力が足りないのかなあというふうな感想である。

小野寺委員 いまの教育長の発言は分からないわけではないが、重視度と満足度という視点から見た場合に、重視度が低い、満足度も低いよという形となっている。であるから、その周知の仕方もあるけれども、別な視点から、この施策が有効なのかどうか、あるいは、だとすれば施策の見直しや拡充が必要なのかどうかという視点も大事だということをお話している。意見としていただいてよい。

佐々木委員 総論的なことではなく各論でもよいか。7ページのところである。これを見てびっくりしたが、事業費を倍近く今回かけている。もちろん先ほどから出ていた県民の方々の重視度が81.7%という高い重視度が出ているので、これは大変重要な施策の一つで、しかも県民のみなさんもそう思っている。

それで倍近い予算も充てたにもかかわらず、満足度が44.9%という結果だったわけである。それにもかかわらず自己評価は「概ね順調」、そして、「現在のまま継続」というのは、評価が十分ではないという印象がある。これだけ予算を多く増やしたのは、どこに、つまり具体的にどういうことに予算が活かされたのかということと、それから、それだけ予算を増やしたにもかかわらず、十分な満足度が得られなかった原因は何なのかということと、そして、それにもかかわらず「概ね順調」と評価されたことについて伺いたい。

生涯学習課長 9ページを御覧いただきたい。比較的予算を多めにつけているのが、3の「放課後子ども教室推進事業」、それから、20年度からスタートしている4-2の「学校支援地域本部事業」である。それぞれ、前年度と比較して、それぞれの、これだけではないが、個別事業についてはそれぞれ伸びている。それにもかかわらず満足度が低い、あるいは、「分からない」が26.4%となっており、これはどこら辺に問題があるのかというのは、今後検討する必要があるかと思うが、個別事業の推進状況だけをとって見ると概ね順調に推移している。ただし、県民への周知の仕方であるとか、あるいは、事業の参加状況の増加を図る等々について、今後一層の取組が必要ではないかと思っている。

佐々木委員 今年のテーマの一つである地域、あるいは家庭での教育力を高めるということは、大きな柱の一つだと思う。であるから、結局は県民の皆様が十分な満足が得られるような、実感として満足が得られるようなことをやって行く必要があると思うので、先ほどから出ているような皆さんへの周知の仕方とか、あるいは、教育行政がどういうふうにされているということをもっと目に見えるような形で出して行く必要があると思う。理解されていないのだろうなということである。

菅原教育監 佐々木委員からあった、19年度に対して約倍近くの金額を投入しているわけで、当然それだけ重視しているという観点から予算額を増加させたということとなるわけであるが、いま生涯学習課長からあったが、19年度まで行わずして、20年度から新規事業として国費を使った事業は、先ほど出たように、9ページで言うと、3の1千5百万ほどであるとか、これは20年度ベースの金額であるが、更には4-2といった金額が対19年度比で、この項目がぐんと予算額的に増え、結果としてこの施策に関する予算が倍近くになったという背景がある。その上で、当然我々はこの施策が重要ということで、そういった予算額を投入しているので、結果として最終的には各個別事業がどうであったかということと、それぞれ検証した上で、今回の場合であれば、事業の分析結果のところ「ある程度成果があった」から始まり「成果があった」までの個別的評価をした上で、先ほども教育長から申し上

げた「概ね順調」という総括としての評価を下したわけである。ただ、いかんせん重視度の81.7%に対して満足度が50%を切っているということからすれば、差を見て行けば、やはりまだまだ私達の広報・周知が、せっかく良いことを取り組んでいながら、そういったところへの力点、力が不足しているのかなあというふうに思っているの、今後の我々の課題だなあというのが、今回の評価作業を通しての大きな成果というか、我々の今後の課題を明らかに私達自身が認識して行かなければならないという思いがある。

それから、先ほど小野寺委員から幾つかの施策についてかなり本県の教育行政全体についての傾向を示しているというお話しがあった。学力と、それから豊かな心の育成と、それからスポーツ振興の三つの施策を今回県民の意識調査等々を見てみると、学力向上に対する県民の期待度は以前として高いものがある。重視度が75%前後あり、それに対する満足度が37%前後である。それに対して20年度は豊かな心の育成という、この部分の数値がぐんと82%ほどに上がってきており、県民の意識としては学力も重要だということは重々分かる、ただし、心のその育成という部分も県民の方々は忘れてきちんと育てていって欲しいというメッセージというふうに受けとめなければならないと思っており、21年度についてはそういったことも含めた施策の展開と事業展開をいま推進しているところである。であるから、施策のその県民意識から見ると若干19年度と20年度の比較の中では動きがあるかなあというふうな思いがある。いずれも満足がいく評価はできなかったが、県民の意識としてはそういった部分があるのかなあという意識でいる。

小野寺委員 政策評価については委員長が御専門であるが、総括的に私を感じたことを二点申し上げる。去年も言ったと思うが、いわゆる教育施策の評価というもの、定量的に、数量的に表せない面と、ある程度時間を見ないといけないこともあると思う。あるいは、先ほど委員長から出たが、目標指標の中には、その施策を評価する観点として本当に適切なのかなあという思いがある。そうした前提のもとに今回の自己評価、これを見た時に関係者の努力で個別に見れば、その前進したものがあると思うが、ただ、やはり4段階で判定すれば、やはり事務局の自己評価が私は妥当だと思う。だから、評価のランクとしては去年と同じであり、やはり推進状況が遅れているということを厳しく受けとめなければいけないと思っている。それが一つである。

それから、二点目であるが、この評価をもとにどう施策を立案して推進して行くのかということだと思う。課題を踏まえた対応方針については、先ほど説明があったし、本年度の重点施策等について、そのことが私は集約されていると思う。この間、説明とか、全体的な協議がなされているので、あるいは、今後の進捗については節目毎に協議して行くことが必要であろう。やはり学校教育の根幹である特色ある教育環境づくりの取組強化が私は必要だ

と知っている。

それで、教育監が総合的な立場にあると思うので、ちょっと伺いたい。対応方針の一つとして中には方法的に問題があると思っている。それは何かというと、いくらプランが優れていても、生徒の近くの場にいる市町村とか、現場とか、あるいは、一人一人の教職員に共有されなければ、私は成果は上がらないと思っている。だから、市町村の現場の主体性を尊重しながら意見や要望を吸い上げるとともに必要な支援や助言を行って行くことが施策を実効あるものにして行くし、また、市町村もそういうことを期待していると思う。県が動けば市町村も動くと思う。だから、県の動きがどうなのかということを私は言っている。その関係で。それで、市町村との連携とか、協働についてどのように評価しているのか。そして、本年度どのような手立てを講じて行くのかについて伺いたい。

菅原教育監

大きく二点のお尋ねであったと思う。これまでも、この場、あるいはその他の場でもいろいろと説明はしてきているが、市町村との連携、あるいは学校現場との連携、あるいは現場、学校からの声を吸い取って行く、聴いて行くという基本的な姿勢は、基本的に重要視しなければならないと思っているので、我々もいろいろなルートを使い、直接市町村の教育長さん方と懇談をし、声も聞いており、校長先生方々との定期的な懇談、あるいは会議等々でも、いろんな要望をいただいているので、これについては十分かということ決して百点満点と言える段階ではないと思っているが、今後とも重要視しながら、いろんな場をつくって行かなければならないと思っている。本年度、そういった意味では各教育委員からの御意見・御指導もあったので、県内の市町村教育委員会の方々と、一つは全体的な意見交換をする場を設け、更にこういったエリアになるか、もう少し小さなところでお互いの課題共有なり、その方法の方向性についてかなり協議する場、そういったものも本年度考えており、更には、単にいろんな要望なり、声が届くのを待つのではなく、例えば、学力向上対策問題については、実際に事務所をお願いすると同時に県から直接市町村、学校にうかがい、いろんな課題対策について、いま御意見をいただいているということもやっているところである。いずれにしても、評価と言われれば百点満点では当然ないが、今後とも重要視して行かなければならないといった余地はあると思っている。

そういった意味で二つ目のどういうふうに行っていくのだということに触れたわけであるが、いろんな場を直接的にフェース・トゥ・フェースで真の課題が何にあるのか、あるいは市町村、学校、あるいは県教委がこういった役割分担を果たして行かなければならないのか、どういったふうに計画的に、短・中・長期的に行かなければならないのか。そういったものについては、本年度も少しと言わず、いろんな具体的な場を設けて進めてまいりた

いと思う。

勅使瓦委員 県民の方のこの施策に対する満足度で「分からない」ということが高いところについては、正直、その政策がまずあって、その部分の施策があるが、単純に施策番号15でいくと、「その実現のために行う施策の方向」というところがあるが、単純なところで申し上げると、一番上の「児童生徒の学習習慣定着に向けた取組の推進」、あとは「授業理解に向けた教員の教科指導力向上」や「小中高校間の連携の強化」等いろいろあるが、これらについて具体策が我々も含めてそうであるが、具体策が見えてこないのだと思う。大枠はあるが、こういうふうきちんと出ているが、じゃあそのことについて、児童生徒の学習習慣定着に向けた取組は具体的に各学校でどうやるように、宮城県としてどのように推し進めて行くのかというのが県民に多分殆どが分からない。あとは教職員の指導力向上に向けた方法というのが、どうしているのかというのが、一般県民は殆ど分かっていない。そのことによって、例えば、教員研修等をやり、どのくらい指導力が上がったのかということも一般的にはぜんぜん分かってこないというところが、一番の「分からない」というところに丸を付けざるを得ない形になってきているのだと思う。

あともう少し掘り下げてというか、こまく見て行くと、政策の中で事業が分かるというところ、小学生・中学生・高校生といくと、当然、高学年に行けば行くほど授業の理解度というか、授業が分からないこととなる。それで、高校にいくと約58%の子ども、生徒が授業がよく分からないということになってきているのだと思う。この授業が分かるということと、できるということはまた違っているのだと思っている。その辺のところを単純に捉えた時に、やはり小学生も、中学生も、高校生もそうであるが、やはり授業が分かるということが、まあ分かるというか出来るということが、一番楽しいようになってくるのだと思う。だから、そういった授業が分かるということを書いてあるが、小学生で78.4%、高校生になると41.5%しかいないという、ここにはまっていない子ども達をどう救って行くのかということが、非常にどうするかということが重要なのだと思っている。例えば、小中学校の場合はなかなかあれであるが、高等学校の場合だと、単純に言えば一番県民に分かり易いのは、単純に20人学級だとか、少人数学級にして先生の数を増やして行くと言え、それは簡単なのであろうが、なかなかそれは予算的な問題あるので、それは直ぐにぱっと行かない部分でもあろうと思う。ただ、いまの学校の内部で一年を通してなかなか先生を少しずつ時間を余らせて、そういった教科指導とか、そういったところに向けられるかという、年間を通すとなかなか難しいのだからと思うが、ただ月割りで行くと結構余ってくる時間があるようである。高等学校であれば3年生が2月になれば高校に

は来なくなるので、3年生を担当している先生方というのは、暇だと言っ
てはちょっと語弊があるが、実際には受け持っていないわけであるので、時間
というのは結構あるわけである。一ヶ月半なり、二年生、一年生が学校が終
わるまでの間、その間試験もあるが、その間集中的に何かの形をとるだとか、
そういったことはとれるのだろうと思う。そういったところをもう少し学校
サイドに任せることも重要であるが、やはり外部というか、外にいる我々が
学校訪問なりをして行って、どういったところで具体的に改善できるのかと
いうところをもう少し具体的に施策の中に盛り込んで行けば、ちょっと県民
から理解というものが得られるのではないのかなあという気がしている。あ
とは、子ども達が授業が分かるという、授業が楽しくなるということにも、
一人でも、二人でも多くの児童生徒が楽しくなってくるようにするというこ
とから言っても、そういった現状の中でもう少し一年間の仕事分担というも
のをしっかりと見極めをして行くと、もう少し何とかなるようなところもあ
ると、一部分の高等学校なんかを見ていると感じた。その辺のところを、今
後教育庁内から見て行ってそういったところをやって行けるのであれば、や
って行けば非常に子ども達にとっても良いと思っていた。

委員長 一通り各委員から意見をいただいたところであるが、なかなか、これをど
う整理したらよいかというのは難しいところである。去年も自己評価の点数
が甘いのではないかということで、少し落としていただいたというとおかし
いが、これはもう少し低いのではないかということで整理をしたわけである
が、まあ、担当している方はそれぞれ自分が受け持っているパートの中で一
生懸命仕事をされていて、それなりの成果は先ほどの話のようにあがって
いるということであるが、もしかすると、県民が求めているものは、もうち
よっと違ったところに段々出てきていて、従来やってきたものの他に新たな
ものをやらなければいけないが、とても予算や何かは新たににつくれないから、
そういうところに手が及んでいないという部分があるかもしれない。この結
果が、この評価したものが一応県全体にあがって行き、県全体の各部局でど
んなふうに行われているのか、どこに弱点があるのかというチェックをする
ために使われて行くためにあるわけだが、本当は同時に自分達の来年の計画
をどんなふうにするのかという時の非常に貴重な資料になるべきものだろう
と思う。年度末に来年度の計画が出てくる時に、これがどれくらい上手く、
チェックされて反映されているものか、その辺りはどうか。なかなか、これ
はこれで、その県としての全体の評価、何か、教育委員会だけがやたらと評
価が厳しくて、みんな達成度が足りない、足りないみたいに落としてしまう
のも、おかしい部分もあるところがあるわけだが、しかし、満足度みたいな
ところから見ると、まだまだ本当はやらなければいけないことを我々はいっ
ぱい持っているというようにも見受けられるので、それを、何か次の時に活

かす工夫をぜひともしていただきたい気がする。

教 育 長　　そもそも行政評価は、今回の評価について申し上げれば、20年度に県が行った様々な施策、事業に対して、それをどう評価するのかということをやっているものであり、それを総体的に、やや遅れているとか、順調であるとか評価している。いま勅使瓦委員からお話のあった施策番号15の例で申し上げれば、そういった評価を踏まえて今後事業展開をどうして行くのかということについては、次のページに次年度、この次年度というのは22年度になるわけだが、どういう方向に事業を考えるかということの考え方をまとめています。これは現時点の自己評価であり、今後、これを行政評価委員会の御意見をいただき、あるいはパブリックコメント等も行い、必要があれば変えるということになる。そうしたいろいろな手続を経た上で評価が固まったとした時に、この15ページで次年度に維持とか、拡充とかあるが、ここで一応固まった評価を次年度の予算編成にあたって、財政課等もこれを参考にして作業を進める。そういった意味では、ある程度反映すると言える。

佐々木委員　宮城県の県政についてのいろいろな県民の意識の調査を見ると、やはり健康とか、福祉についての満足度が十分でないという、村井知事の施策への評価があったと思う。その時にやはり福祉のほうの会議の時に、その辺のところの話しをしたら、やはり皆さんの期待度、重視度の高いところは満足度が十分に評価されない。これは当たり前と言ったらいけないが、当然の結果であるかと思う。でも、逆に言えば、それこそが一番私達が大事にしていけないといけない部分、つまり期待度が高くて評価が低いところは最も重点を置いてやって行かなければならないところだというふうに、これはすごく大事な、つまりその乖離が大きいところこそ、重点的にやって行かなければ、力を注がなければいけないという、すごく良い評価指数だと思う。この差が大きいところこそ、力を入れるべき部分だという、すごく良い指標だと思い、去年のものと今年のものを見たりしていた。そういう意味では、この評価システムというのはすごく良いことだなあと、つまりこれからどういう方向を見て行ったらよいのかということについての県民の方の、先ほど菅原教育監がおっしゃったような去年は学力に非常に重点が置かれた重視度があったが、今年は若干少しむしろ豊かな心とか、そういうところについて、そういうことの満足度とかの差をとって見ると本当に県民の方々がどういうところを望んでいて、どういうところが不足しているのかというのを見るととても良い指標だと私は思い始めて、この評価票を見ていた。大村委員長が発言されたように、それを次の施策に活かして行けるようなことをぜひ、ただ、やはり県民の方々は学力向上を特に望んでいるということに変わりはないので、こういう質問をしたいと思ったが、学力向上支援チームをどういうふうに活用して行くとか、実際の活動がどうだったのかとか、具体的にどんな成果を

上げたのかということについては、別な機会にまた私達に報告していただけたらと思う。やはり学力を上げないと十分な正しい皆さんの納得は得られないと思う。

小野寺委員 結局いままでいろいろ出されたことである。結局は、県民の重視度とかがあるが、要するに満足度が低いということと、要するに事務局の自己評価が一致するという点について、我々はきちんと対応して行きましょうと、それが本年度の事業に集約されているよということである。それで、私は先ほど述べたように、この評価なり、対応方針は、私は妥当であると思う。この後、行政評価委員会に送られるわけであろう。それで、また戻って来て議論できるわけだから、今日はこの辺でいかがでしょうかということである。

委員長 小野寺委員からの発言のとおり今日はこれで一応認めていただいて、行政評価委員会にあげてみる。それから、先ほど佐々木委員から発言があったように行政評価委員会にあげるための素材だけではなく、我々の宮城県の教育を進めることについての議論の時のねたとしても、これをやはり叩き台として少し議論をしてみるというようなことに使わせていただくことにして、今日のところは、これで了承いただいたということによいか。

教育長 参考までに申し上げるが、先ほどからお話しが出ている目標指標の関係である。御指摘があったとおり教育の分野の問題というものは、なかなか定量的に表しきれない部分があり、その意味からもどういう指標を設定するのが妥当なのかというのは、なかなか判断が難しいわけであるが、冒頭委員長からもお話しがあったとおり、現在行政評価を行っているベースにある将来ビジョンの行動計画、これが平成19年度から21年度までの三年計画であり、そこで掲げた目標指標は基本的には三年間継続するという前提で進めている。来年度からの新しい行動計画を策定する作業にいま取りかかっており、その中で目標指標を必要があれば見直すということではいま作業を進めている。あまり手間をかけないで、より実状、実態を上手く表現できるような指標を十分検討して、より良い形にもって行きたいと思っている。

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第2号議案 職員の人事について

第3号議案 障害児就学指導審議会委員及び専門委員の人事について

第4号議案 産業教育審議会委員の人事について

委員長 委員全員に諮った上で、第2号議案から第4号議案までについては、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。
会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

10 課長報告等

(1) 新たな県立高校将来構想答申中間案について

(説明：教育企画室長)

現在、「県立高等学校将来構想審議会」において御審議いただいている「新たな県立高校将来構想」の答申の中間案がまとまり、提出されたので御報告申し上げます。

資料の表紙をめくっていただきたい。目次があるが、第1章から第5章までの構成となっている。

1ページを御覧願いたい。

第1章「新たな県立高校将来構想の策定」であるが、1の「本県の高校教育改革の取組状況」では、現構想の取組と、現構想期間中の大きな改革である「全県一学区化」、また、現構想の取組に対する県民の評価として「県民意識調査」の結果を記載している。2の「新たな県立高校将来構想の位置づけ」では、社会の変化とそれに基づく人づくりの重要性を踏まえ、平成23年度から32年度を期間とする新たな県立高校教育改革の指針となる将来構想を策定することについて記載している。

次に、2ページの第2章「本県の高校教育を巡る現状と課題」であるが、これについては、「社会経済環境の変化」と、「県立高校の現状と課題」に分けて記載している。

まず、1の「社会経済環境の変化」では、(1)の「知識基盤社会の到来」においては、新しい知識・技術等が経済・社会を支える重要基盤となる社会を迎え、それに対応できる人づくりが求められていること。(2)「若年層の目的意識の希薄化」においては、雇用形態や若者の職業意識の変化の中で、高い離職率やフリーターの増加等という状況を生み出していること。また、本県高校生においても、将来のビジョンが持てないなど職業意識の希薄化がみられること。(3)「家庭・地域の教育力に低下」については、社会形成の基盤となる家庭や地域の教育力が低下を踏まえた検討が必要であること。(4)「分権型社会の進展と厳しい財政状況」では、厳しい財政状況の中で施策の選択と集中が求められていること。それを踏まえて、地域の教育資源を活用した社会全体で取り組む必要があること。(5)「少子化の進行」では、少子化が引き続き進行し、構想の最終年度である平成32年には1万9千6百人まで中学校卒業者の減少が進み、仙台周辺地域とそれ以外の地域との差が拡大することなどを、1の「社会経済環境の変化」の中で記載している。

次に、2の「県立高校の現状の課題」では、(1)「高校教育を巡る国の動き」として、教育基本法が改正され、それを受け、高等学校の学習指導要領の改訂が告示され、言語能力や道德教育等への対応が求められていること。(2)「義務教育と高等教育機関をつなぐ高校教育」では、高校教育として求められる学力の定着に向けて、中高の一層の連携や大学進学率の向上に向けた高等教育機関への繋ぐ教育の充実について記載している。(3)「本県高校教育に対する社会の要請」においては、地域や社会を支える人材の育成という観点から、キャリア教育の充実や産業社会の変化に対応した教育内容や地域リーダーの育成が本県高校教育に要請されていること。(4)「生徒数減少と学級規模の縮小」においては、これまでの生徒減少により学校規模が縮小してきていること。さらに、今回策定する構想期間中においても約3千人の生徒の減少が見込みまれており、特に仙台周辺地区以外の地区の小規模化が進んでおり、そのことを踏まえた高校教育を考えていく必要があることな

どを2の「県立高校の現状の課題」において記載している。

次に、5ページになるが、第3章の「今後の県立高校教育の在り方」については、これまで説明してきた社会経済の変化や高校教育に対する社会の要請等を踏まえて、1の「本県高校教育における人づくりの方向性」と、それを実現するために2の「高校教育改革の取組の方向性」として記載している。

まず、人づくりの方向性についてであるが、高校までに身につける能力として、(1)「主体的に生き抜く力の育成」、(2)「人と関わる力の育成」を掲げている。

(1)「主体的に生き抜く力の育成」では、知識等が社会を動かす重要な基盤になる中で、その基礎となる知識・技能と、それを活用していく力を着実に身につけること。また、社会の中であって、自分の役割を認識し、主体的・自律的に行動できる力を育成していくこと。(2)「人と関わる力の育成」では、働くことや社会に貢献することなど、社会人としての意識の涵養と、コミュニケーション能力の育成などの社会の中でよりよい人間関係を築いていく力を育成することの2点を入づくりの方向性として掲げている。

次に、2の「高校教育改革の取組の方向性」として、4つの項目を掲げている。人づくりの方向性を実現するための教育の方向性として(1)「学力の向上」、(2)「キャリア教育の推進」、その教育を実施するための高校づくりの観点から(3)「地域ニーズに応える高校づくりの推進」、また、(1)から(3)までを支える教育基盤として(4)「教育環境の充実、学校経営の改善」を掲げている。

次に、具体的な取組としては、(1)「学力向上」においては、基礎基本となる知識の定着、知識を活用した課題解決力の育成、人間関係を構築する力の育成、学校外の教育資源の活用。(2)「キャリア教育の充実」においては、勤労観・職業観の育成、変化に対応できる基本姿勢の育成。(3)の「地域ニーズに応える高校づくり」においては、地域とつながる高校づくりの推進、開かれた高校づくりと安全対策の強化。(4)「教育環境の充実、学校経営の改善」においては、教員の資質の向上、学校改善の定着、効率的・計画的な施設整備の推進、多様な生徒の受け入れ態勢の整備に取り組んでいくことを具体の取組として記載している。

次に、第4章「社会の変化に的確に対応した学科編成・学校配置の考え方」についてである。

1の「学科等の在り方」については、人づくりの方向性や社会の変化等を踏まえ、普通教育や、工業・商業等の専門教育が学べる基本的な体制を確保しながら、地域の産業構造や卒業生の就業状況、生徒数、学校数など各地域環境の違い、多様な生徒への対応などを考慮しながら、学科の設置や配置を考えていくことを記載している。

具体的な学科について、(1)「全日制課程」の「普通科」では、本県の発展のためには、高度な知識等を身に着けた人材の定着が大切であり、そのためには大学とつながる教育を行っている普通科の役割は大きいこと。一方で、多様な進路希望を持つ普通科も多く、勤労観・職業観の醸成に向けたキャリア教育の充実が求められること。

「職業系の専門学科」については、産業社会の動向の変化に対応した魅力ある教育内

容への改編を進めるとともに、農業科等においては、配置の在り方を含めた検討が必要であること。また、大学に進学する生徒の増加等に対応した専門教育の充実を図っていく必要があること。

「職業系以外の専門学科」については、時代の変化等をみながら各専門学科の設置意義、生徒の学科選択等の動向を踏まえた対応が必要なこと。また、職業系と同様に、大学に進学する生徒の増加等に対応した専門教育の充実を図っていく必要があること。

「総合学科」について、「産業社会と人間」という科目や多様な選択科目等により、生徒の進路希望に応じた学習ができることと、一方で安易な科目選択に流れやすい等の指導上の課題もあり、今後、学科等の総合化に当たっては、総合学科と総合産業高校のそれぞれの役割を踏まえた検討が必要なこと。

(2)「定時制課程」について、現在、多様な学習暦を持つ生徒の受け皿としての役割を担ってきており、多部制定時制高校が設置されてきているが、今後、未設置地区への設置の検討が必要であること。

(3)「通信制課程」について、現在、平成24年の単独校化に向けて整備中であるが、県内に1校ということもあり、情報通信技術の活用やサテライト校についても検討が必要なこと。

(4)「その他の学科・学校等」の「中高一貫教育校」について、連携型の中高一貫校については、教員の相互交流等による効果も出ているが、学力の面では課題もあること、また、併設型については、まだ高校の卒業生が出ていないこともあり、もう少し成果・課題を見極めていく必要があること。

「単位制高校」については、開設科目の拡大や習熟度別授業等の効果があるが、その分、科目選択に当たっての生徒の目的意識の明確化などの指導や、科目の開設に当たっては地域のニーズを踏まえた対応が必要なこと。

一番最後に、「総合産業高校」について、産業構造の多様化等に対応し、各産業にまたがった知識・技能が求められてきていること。生徒減少が進む地区では、単独で専門高校を存続させることも困難になってきており、複数の専門学科を有する総合産業高校の設置の検討が必要になってきていることなどを記載している。

2の「学校配置の考え方」については、今後も生徒減少が続く中、統合も含む再編が避けられない状況になっていること。再編を含む学校を配置を考えるに当たって考慮していくべき事項として、(1)高校教育を受ける「機会均等への配慮」、(2)「活力維持や高校教育を十分発揮し得る学校規模」、(3)「地域との関わり」の中で検討をしていく必要があること、(4)「市立高校・私立高校との適切な役割分担」を踏まえた協調した対応が必要なことを記載している。最後に、(5)「小規模校の対応」として、高校教育を行うに当たって、下限となる学校規模について、現行の基準と同じ1学年2学級という考え方を行っていること。また、再編に当たっては各地域の実状を踏まえた検討が必要であることなどを記載している。

次に、3の「地区別の県立高校再編の方向性」について、各地区ごとに簡単に御説明す

ると、「南部地区」について、現在は、他地区に比べ幅広い学科の選択が可能な地区であり、また、全日制の分校が設置されているが、今後進む生徒減少による小規模化への対応と多部制定時制高校についても検討していく必要があること。

「中部地区」については、他地区に比べ学校数が多く、生徒減少は進むがその影響は少ないこと。普通科の割合が高い地区であり、学力の向上とともに、普通科に学ぶ生徒も多様化しており、キャリア教育の推進や特色化を進める必要があること。

「大崎地区」については、現在、全日制高校10校が設置されているが小規模化が進んだ高校もあること、生徒減少が進む今後10年を見通した場合に、小規模校の在り方について検討が必要なこと。

「栗原地区」及び「登米地区」については、現在、全日制高校5校が設置されているが小規模化が進んだ高校もあること。生徒減少が進む今後10年を見通した場合に、小規模校の在り方について検討が必要であり、高校数が限られる中で、教育の機会と効果を踏まえた学校・学科の配置を考えていく必要があること。

「石巻地区」については、今後、生徒減少に対しては、学校数が多くその影響は他地区に比べ少ないが、小規模校もあることから、その在り方について検討が必要なこと。

「本吉地区」については、現在、全日制高校5校が設置されているが、今後生徒減少が進む割合が早い地区となっている。現在2学級規模の高校はないが、今後10年を見通した場合に、一段と小規模化が避けられない状況にあること。また、南北に長いという地域の特性も踏まえながら教育の機会と効果を踏まえた学校・学科の配置を考えていく必要があることを記載している。

第5章の「将来構想の推進」についてであるが、1の「家庭・地域社会への期待」では、この構想を推進するに当たっては、家庭、地域等と役割分担しながら、社会全体で教育向上に取り組む必要があること。

2の「適切な進行管理」では、5年程度を単位とする実施計画を策定していくこと。現構想の取組も含め、透明性や客観性を考慮した仕組みを考慮しながら、構想の進捗状況や成果・課題等を検証し、その結果等について実施計画に反映していく体制が必要なことなどを記載している。

以上のとおり答申の中間案の概要を御説明申し上げたが、今後、この中間案に対して、この後御説明するパブリックコメントと県内7カ所での意見聴取会を開催し、そこでいただいた意見も踏まえて、審議会から8月までには答申をいただき、その後、教育委員会での検討を踏まえ、新たな構想とそれに基づく前期実施計画を今年度中に策定する予定としている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 これも事前に送っていただいたので、一読したけれども、いろんな多角的な見地から調査、審議されて高校教育の方向性とか、あるいは再編の考え方が理念的に示されているし、私は総合性のある内容だと思っている。

これからパブリックコメントとか、意見聴取会があるが、二点だけ伺いたい。

この中間案の柱がどこにあるのかということに関わるが、審議会で特に集中的に審議したとか、あるいは問題になったというところがあるのか、それを一つ伺いたい。

それから、二つ目は、教育企画室長がいま最後のところで実施計画を今年度中という説明があった。それで、この16ページのところになるが、いまの説明だと今年度中に策定して公表するということだが、これは、要するに審議会で作成するのか。その辺りのことについて伺いたい。この実施計画がもの凄くポイントになると思う。

教育企画室長 まず、中間案の柱がどこになるのかということであるが、これからの高校教育をどういう形で目指すのか、つまり、人づくりの方向性とそれを行うための教育を展開して行くのかということを書いているのが第3章であると考えている。あと審議会の議論で中心になったところのことであるが、審議会では、段階的に各項目に絞った形で検討を行っており、特に集中的にということはないが、やはり第3章の部分が多いとは思っている。それから、学科の関係については、それ程審議会の中では議論していただかなかったと考えている。

また、実施計画については、この答申を受けて、実施計画の策定は審議会ではなく、県教育委員会として策定するというふうに考えている。

委員長 いまの時点でパブリックコメントの一つとして我々の意見というか、ここ何年か、教育委員会というところに身を置いているいろいろなことを見たり、聞いたり、考えたりしてきたので、そこから見ると、どういうことを言いたいかということが多少あるので、そういう意見を何と云うか、できあがった時にはではなく、早めに発言をして審議会の中で検討していただいていたほうがよい部分があるかなあと思うところがあるので、何等かの形で委員会のほうで意見を申し上げておいたらよいなあと思うのが一点。

それから、前回の計画のつくり方で僕は欠点があったと思うのは、この間の男女共学の時に非常にはっきり出てきているわけであるが、非常に短兵急につくってしまっているものだから、計画にこれはのっかっているというが、いろいろやってみるといろいろなところで不都合みたいなものが起きてくるが、それに対するフォローがなかなかできなく、いろいろ指摘されていることがいっぱいあるのだが、もうそれは決めてしまったことだということで動いている状況がある。そういう意味では本当は実施計画みたいなものは、もう一年ぐらいかけて確かめてみて、検証してみて、それが上手く行くかどうかというので時間をかけてやると、そういう話しは起きないのではないかと、いうふうに思う。ふつう街の基本計画や何かをつくる時には、基本構想とい

うのを前に一年かかかってつくと、その一年ぐらいの間で、半分もみながら、そして基本計画というのをまたつくって、より具体的な話しを入れてみて、問題があればまたどうするという、更に後に実施計画というものをつくるのが、街づくり計画の一般的な計画である。教育なんかでも同じように少ししっかり現場の人の意見とか、各地域の意見や何かを聞きながら、反映させて行くというやり方がとれないかなあという、時間がかかりすぎるといった問題はあっても、計画というのはそれぐらいやっておかないといけないのではないかなあという思いがある。いかがか。

教育企画室長 一つは、実施計画をこれから答申をいただいてつくって行くわけであるが、その段階でも地域の意見を聞いて行きたいということで考えている。その期間もあり、答申については7、8月にもらい、実施計画策定に当たって、時間をかけてつくって行きたいと思っており、少し時間を早めてつくって行きたいと思っている。

それから、今回、第5章に進行管理を入れているが、やはりそこは検証しながら進めて行く必要があるということ、審議会からもいただいているので、そこは、その仕組みを考えて行きたいと考えている。

委員長 あまりフィックスされる前に揺すぶって、少し次のステップに進む前に問題をもむとどんなことが起きてくるのかとか、それは大丈夫かということをチェックしておく、後々大丈夫な気がする。そのところがちょっと気になる。

佐々木委員 大村委員長のいまの発言に本当に賛成である。そして、それをただの返事ではなく、実現していただきたい。私はこの教育委員会の場所でお話しをさせていただいて、何回も言ってきたことは、この議論は何のためだったのかということが多々あった。本当に多々あった。言っても結局は何もそれについてのリアクションが無くて、元々決まっていたとおり、こればかりの連続であったわけである。つい先ほどの高校の入試についての検討委員会であっても、やはりこの教育委員会で、一般の方の意見、公募した方の意見も、そこで発言していただいたらどうかという意見が出たにもかかわらず、そこでは、もちろん十分検討しますという話しであったが、やはり今回はとても無理と、今回は、これで行きますとなるわけである。いまま同じような返事をいただいたが、やはりこのまま行ったら、やっぱり同じだと思う。何も変わらない。そこで決めたこと以外は、意見にはとにかく何でも、はい、はいと言っているけれども、結局何も変わらない。いまの大村委員長の言葉はとても重いことだと思う。これは教育委員会のこの体質を変えるためには、ぜひ必要なことだと思うし、教育委員会でこの時間を本当に生きたものにするためにはぜひ必要なことだと思う。実現して下さい。

委員長 いわゆる進行管理の関係であるが、いま委員長から御指摘があったように

現将来構想の実施に当たっては、平成12年度に構想をつくって、そのいわゆる前期計画、それから後期計画、要するに実施計画を策定して進めてきたという経緯がある。その実施計画、5年なら5年で作って、基本的にそれは固定して、とにかくその前期は前期で実施するのだと、後期は後期で実施するのだということで進めてきたわけであり、そういう中でいろんな議論が巻き起こったと思っている。それで、資料の16ページ、17ページに進行管理についての考え方をお示ししているが、その5年程度の実施計画を策定するという考え方をここで示しており、これは当然ながら具体的な事業としてやって行く際には、予算も伴うものであるので、そうそう長期の計画を予めつくるわけにはいかないということで、一応5年程度の期間を視野に入れた実施計画ということであるが、この新たな将来構想を進めるにあたり、5年なら5年の実施計画を最初につくり、それを固定的なものとして、その実現を目指して行くという従来のやり方ではなく、実施計画はつくるけれども、やはり検証するということが課題にあるので、検証をした以上、その検証の中でいろいろなされた議論を実施計画に反映できるシステムが必要ではないかと思っており、したがって従来のように期間を固定して、その5年たった時点でまた新しい実施計画をつくるということではなく、別のやり方ができないかということで、新たなやり方を検討していきたいと思っている。

委員長 例えば、この少子化のことを考えると、この10年ぐらいの間で余程海外の人の移民を受け入れるという話しか何か無い限りは落ちて行くという、差はいろいろあるわけであるが、大小はあるが、国で検討しているような話の中でも、相当人口減が見込まれるというような話があるので、基本的な大きな流れについては、やはり僕は基本構想というものの中でどういう方向に動いて行くのかという、非常にロングスパンのものの考えを持っていたほうがよいと思う。ここで言っているいまの傾向というのは、いまの接線状況を捉えているだけなのか、それとも、もっと長期的にもものを見て考えているのか、それをしっかり分けておく必要があると思う。そして、その上でいまの10年なら10年というのを計画期間に、基本計画つくるということにしましょうということにしておいて、その中で実施計画を、いま教育長が発言したように5年なら5年というように二つに分けてつくりましょうという、そのやり方は、いろいろなやり方があって、長短はあると思うが、そうした方向の中で、どこにどのようなものを入れて行くのか、将来構想というのは、本当はあまり指標や何かははっきりしなくて、方向を示すものである。それで、将来計画というものは指標や何かはあって、半分やるとか、具体的な数字とかが、見えてくるものだと思うが、その辺の切り分けや何かは、まだいろいろ混じっているような気がする。そういう意味では、この全体の計画の中でどうするかということについて、教育委員会の中でも少しフリース

映されたのか。

教育企画室長 多分、平成13年につくられたものだが、その時はまだパブリックコメントという制度がきちんとできていなかったと思う。素案の段階でPTAとか、地区から意見を聞いた形であるが、パブリックコメントという制度は、その頃はまだ確立していなかったと思う。

委員長 教育の畑では、計画として初めてしっかりとしたパブリックコメントをとろうとする、まあ、形だけとっているというのは結構あるので、本当に大切なことであると考えればしっかりとしたパブリックコメントをとる。

小野寺委員 全県一学区の時にもとっている。

教育企画室長 時期はよく分からないが、県民の意見を提出する手続というものがとられ、それに基づき審議会の重要なものについては、みなパブリックコメントをとるという仕組みがつくられているので、今回もその仕組みを使い、実施するということである。

勅使瓦委員 関連であり、直接的に将来構想に関わるかどうかというところもあるが、実は今やっている高校入試改革についての意見聴取会についてである。私がずっと気にかけていたのが、この将来構想を見せていただいた段階で、将来構想の、先ほど説明があったように第3章に県立高校の教育の在り方が当然柱になるわけである。この柱が今はっきりしていない中で、次の23年度以降のはっきりしていない中での入学者の選抜の方法をかたやで議論されているということが、ある意味ちょっと疑問に感じている。前回も全県一学区と共学の問題も正直順番が逆ではないのかなあと思っていた。当然、全県一学区をやってみて共学をどうするかというのが本来の流れであってというふうに思う。どうも順番を間違えてしまうと、まだ入学者の選抜の仕方をきちんと変えてしまった後に県立高校の将来構想の固まったものが出てくるといって、ちょっと順番が違うのではないかなあと、今回の入学者選抜の元々の県民のアンケートだとか、中学校、高等学校からのいろんな疑問があったのは、入試の在り方ではなく推薦入試の是非せひというか、推薦入試が本当に良いのかどうかという部分であったと思う。これを全県一学区の時にも、あとは以前からの入学者選抜審議会の中でも、そのことについてはずっとあがっていた。7年も、8年も前ぐらいから、そこからいくと、今回のこの将来構想がきちんとできる前に入学者選抜の在り方というか、その部分を別サイドで行くというのは非常に疑問である。入学者選抜の部分だけをやるのであれば推薦入試の在り方が本当にどうなのかという、本当に分けてやるべきではないかという気がする。直接的には関係無いが、早めにそれを言っておかないと、また違った形に行ってしまうと大変だと実は思っており、そのところを慎重に、いま意見聴取会はやっているが、決定ではないので、その辺のところを慎重にやってくる、あとは審議会の中でも、その推薦入試

の在り方について議論をするのはよいと思う。そのことはいままで何年もや
って賛成反対、良い悪いという部分もあり、推薦入試に関しては中学校長、
中学校サイドからするとかなりの疑問が出ている。高等学校からもある程度、
四割、五割の疑問が出ているということもあるので、その辺について分けて
議論をする必要があるのではないかというふうに感じていた。

委員 長 それは御意見としてよいか。

勅使瓦委員 直接関係するものではないので、よい。

教 育 長 いま御指摘があったように、今後の高校の在り方と入試制度は大いに関わ
りがある問題だと思う。そんなこともあり、昨年度から入試制度の見直しと、
この新たな将来構想の策定を同時並行で作業をやってきたということであ
る。この両者の関連性については私ども事務局としては十分意識しつつ、や
ってきているつもりであり、そこら辺の整合性をとりながら今年度中に両者
をまとめたいということである。

(2) 新たな県立高校将来構想策定に係るパブリックコメントの募集及び意見聴取会の実 施について

(説明：教育企画室長)

「新たな県立高校将来構想策定に係るパブリックコメントの募集及び意見聴取会の実施
について」御報告申し上げます。

まず、パブリックコメントについてであるが、これについては、先ほど御説明した「県
立高等学校将来構想審議会」の答申中間案について、広く県民から意見を求めるものであ
る。

意見を求める期間については、(3) の の実施概要に記載しているが、5月19日か
らの1か月を予定している。

対象となる答申中間案の公表と周知の方法であるが、手続で決まっているところがあり、
公表については、4の のとおり教育委員会のホームページと県政情報センター及び各地
域の県政情報コーナーで閲覧できるようにする。(6) の周知方法は、教育委員会及びパ
ブリックコメントを担当している県行政経営推進課のホームページと、5月24日の河北
新報の「県からのお知らせ」欄に掲載する予定である。

パブリックコメントでいただいた県民の意見については、(5) に記載のとおり直近の
審議会に報告し、審議の参考とするとともに、答申をまとめた際には、その意見の概要と
審議会の考え方も公表することとしている。

次に、裏面の意見聴取会についてである。中間案に対して各地区で意見聴取会を開催し
県民の意見を伺うものである。

意見聴取会の開催の日程は、(3) に記載のとおり県内7地区で、5月の23日、24
日、30日、31日の4日間を予定している。

意見の聴取者は各地区5人とし、中学校関係者・保護者、高等学校保護者、地域の教育

関係者，産業関係者を予定している。

出席者としては，審議会委員，事務局の他，教育委員の皆様にも御都合のつく範囲で御出席いただきたいと考えている。

(質 疑)

櫻井委員 私は意見聴取会ももちろん大切だと思っているが，やはりパブリックコメントの周知を十分にすることが大切だと思っている。でも，この周知の方法を見るとパブリックコメントの方が周知方法が少なく，意見聴取会の方がかなり大々的に周知しているように思えてならない。これには何か訳があるのか。もう少し，この県政だよりとか，ラジオとか，河北新報のお知らせ欄で出す以外はホームページだけである。ちょっと力を入れていないように感ずる。いかがか。

教育企画室長 実は県の広報誌にもお願いをしたが，なかなか日程的にも，あと他の項目もあり，掲載できなかったということがある。そのようなことで河北新報という形でいまやっている。

櫻井委員 県政ラジオはいかがか。

教育企画室長 ラジオについても広報課と調整をしているが，かなり前から決まっているものがあるので，そこに入り込めるかどうかについては，広報課と調整をしたい。

櫻井委員 むしろなかなか難しい場合は，パブリックコメントの募集期間を延ばしてでも，私は周知をしっかりと，後悔しないようにした方が，延ばすことによってデメリットというものは出てこないように感ずるが，やはり延ばすと大変なこととなるのか。

教育企画室長 次の審議会をいつ開いて，全体の答申をいついただくかという形となるが，23年度の高校の改編については，この構想に基づきやって行くこととなる。それで，23年度の改編については，県民の方々に知らしめるのは22年の7月頃には，中学校関係者に高校がこう変わりますということを知らせて行く必要があるので，そうすると大体，22年の3月までには固めたいというのはそういうことである。それで，年度内に固めて，それを来年の7月の手続を経て一般県民の方に知らせて行くという手続があるので，そのところの作業が詰まって行くということがあるので，時間はなるべく確保して行きたいと考えている。

櫻井委員 お願いになるが，各学校のPTAのいろいろな周知の方法とか，あらゆるものを使い，いまから間に合うもので私は周知をすべきだと思う。お願いする。

佐々木委員 そうすると，今のスケジュールで行けば，先ほどの，議論とか，返事はよいが，先ほどから最初にお話しした，例えば，男女共学化についての検証をして，それを将来のことに活かして行くという方面が全然無いではないか。

だって、検証するシステムをこれからお願いすると言っているのに、この将来構想は今年度末までに決めなければいけない、とするとこの将来構想は今後10年、あるいは、最短でも5年間はそれで動いてしまいますよという、そういう状況になっているのであれば、たとえ検証したところで、その結果を活かす余地は全然生まれえないではないか。それはどのような形で活かして行けるのであろうということになってしまう。

教育企画室長 それは、先ほど教育長から説明があったように、この検証については、毎年、毎年、何等かの形で検証して行きたいと思っており、その成果についてはどういう形で反映して行くのか、もうこれは固めたから、これには全然反映できないではない形では考えていきたいということを思っているのです、そのところはもっと検討していきたいと思う。

佐々木委員 室長はそのような話されると思うが、大変失礼であるが、室長は2年とか、3年いるとは思いますが異動する。そうすると、次に来た室長は前の人が決めたことを絶対守って、受け継いで行かないと自分の職務が達成できない。このような形で、この10年間、みんな過ごされ、送られてきたと、私は経過を見てずっと思ってきた。皆さんそれぞれ職務に忠実な方で、有能な方だからこそ、そうせざるを得ないという状況にみんな追い込まれていたために何の変革も、そして県民の方達の要望、あるいは時代の変化、そういう考え方の変化に対応する余地が生まれなかったのだと思う。これからはずっと他の担当の方が変わってしまったら、また今のような言葉がどのような形で反映されるのかというのは、とても期待できないと思う。スケジュールがそのように決まってしまうのであれば。それなら、なおのこと、例えば、将来構想が決まるのが遅れてでも、もっと十分にいろいろなことを聞いて、そして、それを十分に反映して決めて行かなければいけないと思う。

教 育 長 検証の今後のスケジュールであるが、いま私どもで考えている基本的な流れとしては、将来構想の答申を、今年の遅くとも8月ぐらいまでにはいただく。その答申をいただいた後に、同じ将来構想審議会において今後の検証のスキーム、どういう項目について、どういう考え方で、どんな方法でデータを集め、議論をして行くのか、そういったスキームをまとめていただくと、そういう作業を審議会ですべてやっていただいて、それを今年度中にまとめていただく。その上で、来年度、22年度から具体的な検証作業に入ってもらおうという流れで考えている。それで、先ほど申し上げたように今後の検証作業の成果を必要があればきちんと教育委員会の施策に反映できるようなシステムをつくっていかねばならないことから、そういった意味で検証作業をやっていただく将来構想審議会を、今後継続的に置いて、随時そういった問題について議論をしていただくという形をまずつくって、その上で、その議論の中で、必要があれば構想の見直しもあり得るといふようなスタンスで進め

て行くべきではないかと思っている。

委員 長 計画をつくるという行為をどういうふうに捉えるのかということで随分差があるが、これは、やはりいままでのように審議会だけで決めるのではなく、そして、数人の方に意見を聞いて決めるのではなく、例えば、各学校が個性ある高校をつくるというのがこの中に盛り込まれたとすると、我が高校はどんな個性を持った学校にするかというのは、それぞれの学校で、先生も、同窓会も、生徒も一緒になって話し合っつくる、そのようなものを審議会の方がフィードバックして受けとめながら、そういうものをどうしたらよいかといった具体案を少し入れて行くとか、何か、そういうプロセスそのもの、計画をつくるプロセスそのものが本当に良い高校教育をつくるための、何と云うか、手段になるのではないかなあという思いがあって、ただすうっとつくってはもったいないなあと、本人達が当事者意識が無いうちに決まってしまうということを本当によいのかどうかというのをちょっと気にしている。

教育企画室長 今回の構想であるが、いろいろと考え方もうちであったが、審議会委員には全体の方向性を議論していただき、各高校をどうするかというのは、いま七十数校あるが、それぞれ審議会委員にみな御理解をいただかなければいけないものだから、全体の方向性を審議会の中で議論していただき、各高校をどうするかというのは、それを踏まえて正に各高校も入れて、県教委も入れて計画をつくって行く中でやって行きたいと思っている。であるから、今回の構想については全体の方向性を御議論していただいて、これからまとめていただこうと考えている。

委員 長 言葉を返すようであるが、二女高だとか、一高だとか、いろいろ発言をしだして、もめたのは、そういうプロセスを経ていないからである。全体の構想としては決められて、もうまとまったのだということで動いている、貴方達は来年までにこうしないといけないというのは決まっている。しかし、その学生達は自分達は不本意だと言っている。そういうのでは、本当はまずくて、10年前辺りにそういうことについての議論をしておく、完全にはまとまりはしないと思うが、そういうようなものの中での話し合いをして、どういう方向で議論して行ったらよいかというのが少しずつ見えてきて、細かな、構想から基本計画に伝えるところの話がまとまらないのであれば、あまり細かいことを書くのではなくて、17ページのうち最初の5、6ページのところで終わってしまえばよいかも。その辺の何というか、話を書いてあるというのだが、本当に検証されて書いていないというのが気になる。

佐々木委員 本当にそのとおりだと思う。いま、例えば、一高の子ども達とか、三高の子ども達、二女高の子ども達が黙っているのは、みんな納得しているのではない。やっぱり自分達は毎日、毎日、自分の将来に向けて進んで行かなけれ

ばならないから，そこだけに自分達が止まってられないから，黙って声を出さないでいる人達も沢山いる。それを納得して，それを同意しているというふうに誤解してはいけないと思う。何年も，何年も，それを繰り返してきたのだから。

委員 長 僕は，何か，良い形でみんなの意見を集めて，そして，17ページになるのか，20ページになるのか分からないが，その中で言われているということが，みんなに理解されて行くというか，そういう仕組みにできるだけ近づけて行く手法をとられたら，後でトラブルが出てこない。僕は，何か，もう少しちゃんと議論して欲しかったと言ったら，前の段階の計画をつくった人が議論をしていないみたいだと怒られたが，そういうことである。大きな大方針は議論されて，そのとおりになったかもしれないが，具体的に動く時に起きてくる問題や何かをチェックして，議論して話をするのがぜひ必要だと思う。それ自体が，大きな方針そのものにある影響を与えていると思う。

教育 長 共学化の問題について言えば，先ほど請願の関係でお話ししたが，いろいろ議論をした結果として，来年の4月までには，この共学化については従来の方針どおりやるということをして2月の段階で確認をいただいたわけである。したがって，だとすれば，その時点ですべて共学化になるということである。したがって，今つくろうとしている新将来構想も，共学の問題についてはすべて共学になったという形を前提としてつくっている。それで，これから検証するというのは，共学化の問題も含めて現在の将来構想の中で取り組んできた様々な事業，施策が現実に問題点がないのかどうか，不整合が無いのかどうかということをして，10年間の将来構想を実際に現実に移してみても，それが問題が無いのかどうかということをして，10年間が経過した後の時点から検証して行こうという考え方である。したがって，その検証する過程で本当にいろんな問題が出ているということであれば，そういう検証成果を今後いろいろな面で教育委員会の施策に反映するという事は当然のことだと思うので，そういう考え方でやって行きたいと考えている。

委員 長 それについて，何も僕は異論を唱えているわけではなく，共学化の議論の時にも同じようなことを10年前にある程度議論しておけば，こういう範囲でこういうことをやろうというようなことがもう少し見えたのではないのかなということをしているだけである。今の時点でここで決めているいろいろなことが，現場に下りて行く時に起きてきそうな問題というのは，今の上で，細かくはやってみないと分からない部分があるけれど，大きなところはしっかり押さえて，後々誰がこんなことを決めたのかというような話にならないようにしっかり事前に検討しておくということが計画じゃないのかなあと。この基本構想というものの中に，どこからどこまでを盛り込むのか，その盛り込むものに対して予算や何かをつくらないといけないので，単なる構

想では駄目なので、やはり基本計画になっていないといけないわけである。そのため、その実施計画や何かに至る時の課題、問題をどこで、どんな形で議論しておくのかというのがとても大切だろうと思う。

菅原教育監　いまの御審議していただいている将来構想の今後のパブリックコメント、それから、意見聴取会について、それらを起点にして各委員の方々からはパブリックコメントを行うという時に、多くの方々から意見を寄せていただくために、パブリックコメントをやってます、やりますという広報を、まず一つはもう少し努力をしてくれ、これでは足りないであろうということ、これが、一つ御指摘されていることだと思う。もう一点は、スケジュールが一方にあるので、そのスケジュールを進めて行く過程の中で教育委員会として、あるいは教育委員として現段階で見えつつある構想について、やはり審議会に対してお話しをしたい。あるいは、もうちょっと委員会内部の中で議論をしたいのだという御意向だろうと押さえている。そんな中で、男女共学の問題の策定についてお話しがあったわけであるが、いま申し上げた二点については、そういった各委員の御意向であるので、パブリックコメント、あるいは意見聴取会について現段階で可能なところで、もう少し行うということについて広報、工夫してみたいと思う。

委員　長　それから、審議会委員との内容についての議論は別途、あらためて時間を頂戴して御相談申し上げたいと思う。

委員の話だけでなく、できるだけ上手くやれるのであれば、最近の街づくりの計画や何かで言えば、行政がつくっていた計画以外に行政区なら行政区の人達が自分達で集まって、このところはこうしたい、こういうことなら汗をかいてもよいというような人達の意見を大きな計画にどう反映するかみたいなことがとても重要になってきている。特に予算が少ない時などはそうである。計画に直接係わってしまう、結果的に計画にのせられてしまう人達の意見や何かをしっかりと聞いておくというのは、その計画が上手く行くかどうかの大きな分かれ目になる気がするものだから、そういうふうな意味で先ほどから、学校だとか、地域の人だとかからしっかりとした意見をすいただして、受けて的確に反映できればよいなあということを言っているわけである。ある時間の中で何かしないといけないという大きな方向から割ったスケジュールからは終わりだと思うが、後々いろんな問題や何かを起こさないためには、しっかりそういう手続を踏んでおくということが重要な部分もあるので、検討していただきたいと思う。

菅原教育監　時間が限られているが、工夫してみたいと思う。

(3) 教育・福祉複合施設整備に係る基本協定書の締結等について

(説明：教職員課長)

「教育・福祉複合施設整備に係る基本協定書の締結等について」御報告申し上げます。
資料の3ページをお開き願いたい。

本事業については、前回4月17日の当委員会において、民間資金等活用事業検討委員会での審査結果を踏まえ、3月31日に鹿島建設株式会社を代表企業とするグループを落札者とする旨、御報告させていただいたところであるが、今般、5月11日に同グループと基本協定を締結したので御報告申し上げます。

この基本協定というものは、本事業の特定事業契約、本契約と言ったほうが分かりやすいかもしれないが、その契約に先立ち締結するもので、同グループが落札者として決定されたことを確認し、鹿島建設グループを構成する会社が出資し特別目的会社を設立すること、特別目的会社が契約主体となることなど、本契約の締結に向けた基本的な枠組みを定めるものである。

また、この度、お配りしている資料のとおり、いわゆるPFI法の第8条に基づき、資料1の「宮城県教育・福祉複合施設整備事業の客観的評価」と、検討委員会からいただいた資料2の「宮城県教育・福祉複合施設整備事業の事業者選定理由」を5月11日付けで公表した。

先に「事業者選定理由」についてであるが、資料2の「事業者選定結果」を御覧願いたい。これは、提案があった2つのグループに係る各審査項目に応じた検討委員会としての評価結果、審査講評、総評等をまとめたものである。

この中で、3ページから5ページにかけての、「3加点審査項目」においては、いわゆる性能評価点の結果がまとめられている。

登録記号Aが三菱、同じくBが鹿島を指しており、各審査項目に応じ、両提案をAからEの5段階で評価している。

この結果、三菱が383.8点、鹿島が421.3点となり、性能評価点においては鹿島の提案が優位となった。

5ページ中段の「4価格評価点の算定」については、「(2)算定結果」において、三菱が300点、鹿島が287.6点となり、価格評価点においては三菱の提案が優位となった。

これらを総合したものが、6ページの「(2)選定結果」であるが、総合評価点として、三菱が683.8点、鹿島が708.9点となり、鹿島の提案を優秀提案として選定している。

6ページの半ばであるが、第7として「審査講評」がまとめられている。

検討委員会の選定理由のポイントとしては、「教育・福祉の拠点としての豊かな空間づくり」、「各機関の連携によるシナジー効果が期待できる施設づくり」、それから、7ページとなるが、「周辺環境・地域のまちづくりに配慮した施設づくり」、それから、8ページの「業務の進め方」についての4項目がポイントとなり、鹿島建設グループの提案が積極的かつ具体的な提案がなされており評価されているものである。

次に、「客観的評価」について御説明する。「客観的評価」については、資料1のとおり

であるが、このうち、「財政支出の削減効果」については、選定事業に基づき、本事業による財政支出の削減効果、いわゆるVFMを再算定したところ、額にして約8億3千2百万円、率にして約11%と、9月に行った特定事業の選定段階よりも高いVFMが生ずることが確認された。

報告資料にお戻り願いたい。

今後のスケジュールであるが、鹿島グループが設立する特別目的会社と、5月中に特定事業契約の仮契約を締結し、6月議会に事業契約議案を提案する予定である。

以上のとおり御報告申し上げる。

(質 疑)

小野寺委員 教育・福祉複合施設については、特に学校現場から言えば教員研修センターの整備が求められていたので、進捗状況も順調だということで期待をしていた。私もよく分からないが、過日の新聞報道によると施工業者の選定に問題があるということを見かけた。私もそのことを実は前回尋ねようかと思っただが、いろいろあったので。でも新聞に出ているようだが、そのことについて今後のスケジュールが出ているが、その点についてはいかがか。

教職員課長 報道にあった件であるが、報道は鹿島建設が営業停止の処分を国土交通省から受け、丁度その営業停止の期間中に県としての落札者の決定、これが3月31日であるが、その点が間違えたのではないかと、ミスしたのではないかとというような報道であった。この点について解説をさせていただくが、営業停止があった今回の国交省の処分であるが、事案としては、平成4年に当時の鹿島の副社長が、当時の茨城県知事に贈賄という形で贈賄事件を起こし逮捕、起訴されて、その後ずっと訴訟で争っており、およそ15、6年間争い続け、去年の12月にようやく最高裁で有罪という判決が確定したということであり、この判決の確定を受けて国土交通省のほうからペナルティーとして営業停止という形でペナルティーが下ったということである。3月26日から4月9日の15日間というふうに記憶している。実は、県としてはこの事案に対してもっと早い段階で対処を既にしており、平成5年の段階で、すなわち副社長が逮捕、起訴された段階で鹿島に対して県の事業の入札に対する指名停止の処分を五ヶ月にわたってしている。したがって、今回、裁判で有罪が訴訟手続の中で確定したわけであるが、これを受けて、同一事案に対して県としてもう一回指名停止をするということは、同一事案に対する二重処分となるので、そういった対応は行政としては考えていないところである。ただ、一方で営業停止期間中であるので、営業停止期間中に鹿島建設は営業行為はしてはいけないので、私どもが行う県としての落札者の決定というものは営業停止に触れる行為であってはならないということで、この点について、事前と、実は事後にも国交省に確認をさせていただき、営業停止期間中にやってよい行為、やってはいけない行為を確認した。簡潔に申し上げますと積極的

な営業行為，契約とか，交渉であるとか，そういったことは一切禁止をされるということであるが，一方で受動的な行為，例えば，お知らせを聞く，受け取るといったような，こういった行為であれば営業停止の処分に触れるものではないという形で確認をし，すなわち県として今回の選定に際して鹿島のほうのグループを優秀提案とすると決定すること自体は営業停止の処分に触れるものではないという形で制度的に，法令上問題は無いということを確認させていただいたので，それを踏まえ，当初からスケジュール上，落札者の決定を3月の末頃行うということは予め公表させていただいていたので，制度的に問題が無いのあればスケジュールどおり粛々と決定をさせていただいたということであり，私どもとして制度上，あるいは何か手続にミスといったものが，瑕疵があったというようなことではないというふう考えている。

委員 長 今後も新聞で書かれるかもしれないが，いまの説明を続けて行くということか。

教職員課長 そのとおりである。

佐々木委員 その説明というか，報道の方に話しをする時に，私も今回の共学化の時に意見を聞かれて，その取材された結果を見た時にびっくりしたことがあり，次に取材された時には必ずその書いた内容をきちんと確認させて欲しいということをして，その取材する方のストーリーではなく，きちんところち側側の発表の意図が，あるいはその部分がきちんと表現されているかどうかを確認して報道されるようにしたほうがよいと思う。やはりいまのような説明は記事からは受け取れなかったもので，私も何人かの人からそのような時期に契約をしたというのは教育委員会としてどうなのかと聞かれた。私なども本当に分からないのに，そういうことをやはり県民の方はその部分だけを読んでしまい判断をするので，きちんとそういう言葉で表現するように条件を付けて話をするほうがよいと思う。

小野寺委員 課長説明では，制度上，法令上問題が無い，ミスも，瑕疵も教育委員会はありませんということであろう。ただ，私みたいな素人の受け取り方でも，それ以外に問題が無いのかという受け止め方はある。だから，その点を心配するが，とにかくそうした制度上，法令上問題が無いんだよということが広く理解できるようにして行くことかなあと，今日の段階ではそう思った。

教職員課長 正に両委員からの御指摘を踏まえて，私ども繰り返し丁寧に誠意を持って，この件を分かり易く説明に努めてまいりたいと考えている。

委員 長 多分，今度の議会や何かではいろいろ御質問があると思う。小林教育長が表に立つと言っているが，自分にも来るかもしれないが，そのところでしっかりと明快に説明できるようにしていただかないと，またごちゃごちゃされると嫌である。

教 育 長 制度上問題無いということははっきりしているのです、それをいかに丁寧に
分かり易く説明して行くかということだろうと思う。

委 員 長 よろしくお願ひしたい。

(4) 新型インフルエンザに係る対応等について

(説明：スポーツ健康課長)

「新型インフルエンザに係る対応等について」御報告申し上げます。

すでにマスコミ報道で御承知のとおり、メキシコ及び米国で豚インフルエンザの感染が多数発生し、WHOは、平成21年4月28日にインフルエンザの警戒レベルをフェーズ4へ引き上げた。

この事態を受け、厚生労働省は新型インフルエンザ感染症と位置付けた。

国内では、北米から帰国した大阪府立高校の生徒及び教諭の計3名が、5月9日新型インフルエンザに感染していることが判明した。

県は、厚生労働省からの情報に基づき、関係機関へ関係情報を周知するとともに疾病・感染症対策室に県民からの相談窓口を設置した。また、新型インフルエンザ対策本部会議等を開催し、発熱相談センター及び発熱外来を設置した。

県教育庁の対応としては、各市町村教育委員会及び県立学校に対し、4月27日にメキシコや米国での豚インフルエンザの発生を受け、「メキシコ及び米国におけるインフルエンザ様疾患に対する注意喚起について」を発出し、予防対策等の通知を行った。

4月30日には文部科学省からの第1報を受け、「新型インフルエンザに対する対応について」を発出し、新型インフルエンザの症状、予防対策の徹底及び相談窓口等について通知した。

5月1日には「新型インフルエンザに関する対応について」を通知し、海外渡航状況の把握、連休明けの各学校における児童生徒・教職員等の健康観察の把握を依頼するとともに、各保健所等の発熱相談センターの連絡先を通知した。

また、5月7日に、文部科学省からの第2報を受けて、「新型インフルエンザに関する対応について」を発出し、感染の疑いがある場合の対応や更なる予防の徹底を通知した。併せて、5月8日に、平成21年度中の海外修学旅行等の調査を行った。

さらに、5月11日には「新型インフルエンザに係る児童生徒等の海外渡航及び帰国等に関する情報把握について」を発出し、児童生徒・教職員等の渡航状況・帰国状況及び健康状況調査を行ったところである。

今後の対応としては、新型インフルエンザの県内発生に備え、各学校で校内体制の整備を含め迅速な対応ができるよう「新型インフルエンザ対応マニュアル」をまとめているところであり、来週には施行する予定である。

内容としては、各市町村教育委員会でも活用できる汎用性のあるものとなっている。

また、これまで県立高等学校長及び特別支援学校長には、会議の中で新型インフルエンザの対応等の周知を図ってきたところであるが、今後、公立小学校長及び中学校長の会議

の場で周知予定である。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 ちょっとしたことであるが、これだとフェーズ4に引き上げたというところで止まっているので、その後、5に引き上げられた事実をどこかで書かないとちょっとあれって思うかなということ、あとやはり現場の声を聞いてみると刻一刻と情報が変わるので、紙面とか、会議で言うのではなく、教育委員会のホームページのようなもので、もちろん連絡していただく形と、やはり留学している子どももいろいろな時期に帰ってくるので、その対応については学校の管理校医とか、あと方針をきちんと相談するように各学校ではやっているようであるので、大丈夫だと思う。

スポーツ健康課長 常にできるだけ早い情報をとということで、今回も対応している。なお、なぜ会議の席でということであるが、より徹底をしたいということで、校長先生にも会議の中でお話しをしたいということで会議としている。

櫻井委員 あとは、やはり落ち着いて対応するということが大切だと思うし、それから、事実をきちんと学ぶということである。病気の本態を知らないでいると、いろんなことに煽られるので、きちんと正しい知識をみんな生徒まで、保護者も含めて学ぶということが一番大事だと思う。

1 1 次期教育委員会の日程について

委員長 定例会は平成21年6月17日(水)午後1時30分から

1 2 閉 会 午後4時28分

平成21年6月17日

署名委員

署名委員